

お客様各位

RIZAP ENGLISH 株式会社

RIZAP ENGLISH プライム会員規約 一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り、心よりお礼申し上げます。ライザップグループではお客様の利便性向上の取組みとして、2023年10月より契約管理システム及び予約システムのリニューアルを実施する予定となっております。これにより、サービスのご利用ルールが一部変更となります。上記変更に伴い、2023年10月1日より「RIZAP ENGLISH プライム会員規約」を一部改訂させていただきます。略儀ながら、まずは書面をもちましてご案内申し上げます。

万が一契約管理システム及び予約システムのリニューアルが延期となる場合、規約の改訂日も延期とさせていただきます。その際は速やかにお知らせいたしますので、予めご了承ください。

今後もスタッフ一同、より一層のサービス改善・向上に努めて参る所存でございます。何卒ご理解ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 改定日 : 2023年10月1日
- 改定内容 : RIZAP ENGLISH プライム会員規約の改定

改定前	改定後
<p>第5条(変更手続き等)</p> <p>1. 本会員は、前条の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。 (略)</p> <p>3. 登録料のお支払いに RIZAP 割引優待券をご利用いただく場合、別途定める金額を上限とします。</p>	<p>第5条(変更手続き等)</p> <p>1. 本会員は、前条の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます (略)</p> <p><u>(第3項削除)</u></p>
<p>第16条(セッション予約の変更・キャンセル)</p> <p>1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月の翌月までとし、予約の前日の営業時間終了までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを1回分利用したものとします。ただし、本校側の都合や、本校判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。</p> <p>2. 予約の変更キャンセルは店頭またはコールセンターでのみお受けいたします。 (略)</p>	<p>第16条(セッション予約の変更・キャンセル)</p> <p>1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月までとし、予約の12時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを1回分利用したものとします。ただし、本校側の都合や、本校判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。</p> <p>2. 店頭(メール及びコミュニケーションアプリ)・予約システム・コールセンターにて受け付けます。但し、コールセンターの場合予約時間の12時間前でも、営業時間外は受け付けできません。 (略)</p> <p>4. 当月セッションのご利用回数をご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月1日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。</p> <p>5. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用することはできません。</p>
<p>第19条(回数の変更)</p> <p>1. プライム月額コースのセッションの利用回数は1ヶ月あたり24回、20回、16回、12回、8回、4回、2回があります。本会員は、会社所定の書面により前月16日から当月15日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに変更申入れを行うことで、翌月末日経過時に月額ご利用回数を変更できます。なお、変更申入れが当月16日以降となった場合には、翌月の変更申入れとなり、翌々月末日経過時に変更となります。</p> <p>2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数が継続されます。</p> <p>3. 第1項の変更申入れを行った場合、ご請求額は変更となる前月から変更後のご利用回数の金額を請求いたします。なお、回数変更後は2ヶ月連続して同回数でご利用いただくことが必要です。 (略)</p>	<p>第19条(回数の変更)</p> <p>1. プライム月額コースのセッションの利用回数は1ヶ月あたり24回、20回、16回、12回、8回、4回、2回があります。本会員は、会社所定の書面により前月11日から当月10日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数を変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月11日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。</p> <p>2. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。</p> <p>3. 第1項の変更申入れを行った場合、利用回数が増える前月から変更後のご利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から3ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。</p> <p>4. 利用回数の変更をした場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。 (略)</p>
<p>第20条(30日間全額返金保証制度)</p> <p>1. 会社は、本会員から返金の申し出があった場合、次の各項に従って、本会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、本会員は本校を退会したものとみなします。本校を退会したものとみなします。ただし、クーリング・オフの期間内の場合、クーリング・オフの定めに従うものとします。 (略)</p>	<p>第20条(30日間全額返金保証制度)の削除</p> <p>※RIZAP ENGLISH 会則に記載内容と重複のため</p>

本件に関するお問い合わせは、担当スタッフもしくは店舗までご連絡くださいませ。